令和 年 月 日

(あて先) 広島市水道事業管理者

> 給水装置工事申込者 住 所

氏 名

確認書

(給水幹線の布設について)

別紙給水装置工事申込書のとおり、 区・郡 地先における 戸に給水するため、給水幹線を布設するにあたり、次の各項目を遵守するとともに、各手続きを完全に実行します。

- 1 給水幹線(共用部分の給水装置)の所有権は、共用する各所有者の共有とします。
- 2 各戸の分岐引込管は、当該区画の給水装置工事申込者の所有とします。
- 3 給水幹線の共有者は、その有する専用給水装置と分離して、給水幹線の持ち分を処分しません。
- 4 各共有者は、連帯して給水幹線の維持管理の負担に応じます。
- 5 給水幹線を管理するため、共有者のうちから共有給水装置代表者を選定し、管理者 へ届け出ます。

なお、代表者変更届を提出するまでは、工事申込者が給水幹線(共用給水幹線)の 代表者となります。